

令和 8 年 3 月 23 日

一宮市条例第 1 号から第 23 号までを別紙のとおり公布する。

一宮市長 中 野 正 康

条 例 番 号 一 覧 表

条例第1号	一宮市公告式条例の一部を改正する条例
条例第2号	一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例
条例第3号	一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
条例第4号	一宮市職員定数条例の一部を改正する条例
条例第5号	一宮市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
条例第6号	一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
条例第7号	一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
条例第8号	特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第9号	一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
条例第10号	一宮市教育振興基金の設置及び管理に関する条例
条例第11号	一宮市手数料条例の一部を改正する条例
条例第12号	一宮市市税条例の一部を改正する条例
条例第13号	一宮市保育所条例の一部を改正する条例
条例第14号	一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
条例第15号	一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例
条例第16号	一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
条例第17号	一宮市介護保険条例の一部を改正する条例
条例第18号	一宮市営住宅条例の一部を改正する条例
条例第19号	一宮市都市公園条例の一部を改正する条例
条例第20号	展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例
条例第21号	一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

条例第22号 一宮市文化広場条例の一部を改正する条例

条例第23号 一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市公告式条例の一部を改正する条例

一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して <u>その</u> <u>末尾に市長がこれに署名し</u> <u>なければならない。</u> 2・3 略	(条例の公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して____ ____市長がこれに署名(地方自治法第16 条第4項の総務省令で定める署名に代わる 措置を含む。)を <u>し</u> なければならない。 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市条例第2号

一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例

一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例(昭和57年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第1条 <u>一宮市の議会議員及び長の選挙については</u> _____、公職選挙法(昭和25年法律第100号_____)第144条の2第8項の規定に基づき、<u>同法第143条第1項第5号に定めるポスターを掲示する掲示場_____を設置する。</u></p>	<p><u>(設置)</u> 第1条 <u>一宮市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)</u>は、<u>一宮市の議会議員及び長の選挙については、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)</u>第144条の2第8項の規定に基づき、<u>法</u>第143条第1項第5号に定めるポスターを掲示する掲示場<u>(以下「掲示場」という。)</u>を設置する。 <u>(総数の減少)</u> 第2条 <u>委員会は、特別の事情がある場合は、法第144条の2第9項の規定により算定した掲示場の総数を減ずることができる。</u></p>
<p>第2条 この条例に規定するもののほか、<u>ポスターの掲示場に関する必要な事項は、一宮市選挙管理委員会</u>が定める。</p>	<p><u>(委任)</u> 第3条 この条例に規定するもののほか、<u>掲示場_____に関する必要な事項は、委員会_____</u>が定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一宮市の議会議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

一宮市条例第3号

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 一宮市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、</p>

<p>その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年一宮市条例第46号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】	(職員の定数) 第2条 略 【別記 参照】
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	<u>2,133人</u>
略	
病院事業部の職員	<u>1,297人</u>
略	
合計	<u>4,199人</u>

改正案

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	<u>2,121人</u>
略	
病院事業部の職員	<u>1,290人</u>
略	
合計	<u>4,180人</u>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市条例第6号

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議員報酬の額) 第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>648,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>596,000円</u> (3) 議員 月額 <u>553,000円</u>	(議員報酬の額) 第1条 略 (1) 議長 月額 <u>668,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>614,000円</u> (3) 議員 月額 <u>570,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市条例第7号

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第1条関係) 【別記 参照】	別表(第1条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

番号	区分	報酬の額(円)
1	教育委員会委員	月額 <u>52,000</u>
2	選挙管理委員会	委員長 月額 <u>37,100</u>
		委員 月額 <u>31,800</u>
		補充員 日額 <u>7,500</u>
3	代表監査委員	月額 <u>159,100</u>
	識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>127,200</u>
	議会議員のうちから選任された者	月額 <u>34,900</u>
4	公平委員会	委員長 月額 <u>19,000</u>
	委員	月額 <u>16,900</u>
5	農業委員会	会長 基本報酬 月額 <u>33,700</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
	副会長	基本報酬 月額 <u>29,900</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
	委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>28,000</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額

6	固定資産評価審査委員会委員	日額	<u>7,900</u>
7	国民健康保険運営協議会委員	日額	<u>7,500</u>
8	総合計画審議会委員	日額	<u>7,500</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員	日額	<u>7,500</u>
10	特別職報酬等審議会委員	日額	<u>7,500</u>
11	退職手当審査会委員	日額	<u>7,500</u>
12	行政改革推進委員会委員	日額	<u>7,500</u>
13	行政不服審査会委員	日額	<u>7,500</u>
14	個人情報保護審議会委員	日額	<u>7,500</u>
15	情報公開審査会委員	日額	<u>7,500</u>
16	防災会議委員その他の構成員	日額	<u>7,500</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員	日額	<u>7,500</u>
18	感染症診査協議会委員	日額	<u>15,600</u>
略			
20	環境審議会委員	日額	<u>7,500</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員	日額	<u>7,500</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員	日額	<u>17,100</u>
23	障害者自立支援審査会委員	日額	<u>23,700</u>
24	介護認定審査会委員	日額	<u>23,700</u>
25	子ども・子育て審議会委員	日額	<u>7,500</u>
26	社会福祉施設等嘱託医	月額	<u>78,700</u> 以内
27	社会福祉審議会委員	日額	<u>23,700</u> 以内
28	民生委員推薦会委員	日額	<u>7,500</u>
29	都市計画審議会委員	日額	<u>7,900</u>
30	景観審議会委員	日額	<u>7,500</u>
31	土地区画整理審議会委員	日額	<u>7,500</u>
32	土地区画整理評価員	日額	<u>7,500</u>
33	住居表示審議会委員	日額	<u>7,500</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>16,900</u>
		委員	日額 <u>14,900</u>
36	空家等対策協議会委員	日額	<u>7,500</u>
37	水道料金等審議会委員	日額	<u>7,500</u>
38	上下水道事業審議会委員	日額	<u>7,500</u>
39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額	<u>7,500</u>
40	学校運営協議会委員	年額	<u>12,600</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	<u>13,100</u>

42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,100</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,500</u>
45	社会教育委員	年額 <u>36,100</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,500</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>37,100</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>33,900</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,500</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,500</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>12,700</u> 以内
53	投票管理者	日額 <u>14,900</u> 以内
54	投票立会人_____、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,600</u> 以内
55	略	

改正案

番号	区分	報酬の額(円)	
1	教育委員会委員	月額 <u>53,000</u>	
2	選挙管理委員会	委員長	月額 <u>37,800</u>
		委員	月額 <u>32,400</u>
		補充員	日額 <u>7,700</u>
3	監査委員	代表監査委員	月額 <u>162,300</u>
		識見を有する者のうちから選任された者(代表監査委員を除く。)	月額 <u>129,700</u>
		議会議員のうちから選任された者	月額 <u>35,600</u>
4	公平委員会	委員長	月額 <u>19,400</u>
		委員	月額 <u>17,200</u>
5	農業委員会	会長	基本報酬 月額 <u>34,400</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		副会長	基本報酬 月額 <u>30,500</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
		委員	基本報酬 月額 <u>28,600</u> 能率報酬 年額 557,334円以内で市長が別に定める額

		農地利用最適化推進委員	基本報酬 月額 <u>28,600</u> 能率報酬 年額 557,334 円以内で市長が別に定める 額
6	固定資産評価審査委員会委員		日額 <u>8,100</u>
7	国民健康保険運営協議会委員		日額 <u>7,700</u>
8	総合計画審議会委員		日額 <u>7,700</u>
9	自転車等駐車対策協議会委員		日額 <u>7,700</u>
10	特別職報酬等審議会委員		日額 <u>7,700</u>
11	退職手当審査会委員		日額 <u>7,700</u>
12	行政改革推進委員会委員		日額 <u>7,700</u>
13	行政不服審査会委員		日額 <u>7,700</u>
14	個人情報保護審議会委員		日額 <u>7,700</u>
15	情報公開審査会委員		日額 <u>7,700</u>
16	防災会議委員その他の構成員		日額 <u>7,700</u>
17	国民保護協議会委員その他の構成員		日額 <u>7,700</u>
18	感染症診査協議会委員		日額 <u>15,900</u>
略			
20	環境審議会委員		日額 <u>7,700</u>
21	廃棄物減量等推進審議会委員		日額 <u>7,700</u>
22	産業廃棄物処理施設設置調整委員会委員		日額 <u>17,400</u>
23	障害者自立支援審査会委員		日額 <u>24,200</u>
24	介護認定審査会委員		日額 <u>24,200</u>
25	子ども・子育て審議会委員		日額 <u>7,700</u>
26	社会福祉施設等嘱託医		月額 <u>80,300</u> 以内
27	社会福祉審議会委員		日額 <u>24,200</u> 以内
28	民生委員推薦会委員		日額 <u>7,700</u>
29	都市計画審議会委員		日額 <u>8,100</u>
30	景観審議会委員		日額 <u>7,700</u>
31	土地区画整理審議会委員		日額 <u>7,700</u>
32	土地区画整理評価員		日額 <u>7,700</u>
33	住居表示審議会委員		日額 <u>7,700</u>
34	建築審査会	会長	日額 <u>17,200</u>
		委員	日額 <u>15,200</u>
35	開発審査会	会長	日額 <u>17,200</u>
		委員	日額 <u>15,200</u>
36	空家等対策協議会委員		日額 <u>7,700</u>
37	水道料金等審議会委員		日額 <u>7,700</u>

38	上下水道事業審議会委員	日額 <u>7,700</u>
39	市民病院地域医療支援委員会委員	日額 <u>7,700</u>
40	学校運営協議会委員	年額 <u>12,900</u>
41	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 <u>13,400</u>
42	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 <u>15,400</u>
43	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 <u>15,400</u>
44	生涯学習推進会議委員	日額 <u>7,700</u>
45	社会教育委員	年額 <u>36,800</u>
46	公民館運営審議会委員	日額 <u>7,700</u>
47	スポーツ推進委員	年額 <u>37,800</u>
48	文化財保護審議会委員	年額 <u>34,600</u>
49	博物館運営協議会委員	日額 <u>7,700</u>
50	三岸節子記念美術館運営協議会委員	日額 <u>7,700</u>
51	図書館協議会委員	日額 <u>7,700</u>
52	選挙長及び開票管理者	日額 <u>13,000以内</u>
53	投票管理者	日額 <u>15,200以内</u>
54	投票立会人(期日前)、開票立会人及び選挙立会人	日額 <u>11,800以内</u>
55	投票立会人(当日)	日額 <u>12,400以内</u>
56	略	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例(昭和27年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第3条 特別職員の給料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,096,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>901,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>791,000円</u></p> <p>(4) 水道事業等管理者 月額 <u>728,000円</u></p> <p>(5) 病院事業管理者 月額 <u>843,000円</u></p> <p>(6) 常勤の監査委員 月額 <u>608,000円</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,116,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>921,000円</u></p> <p>(3) 教育長 月額 <u>807,000円</u></p> <p>(4) 水道事業等管理者 月額 <u>743,000円</u></p> <p>(5) 病院事業管理者 月額 <u>860,000円</u></p> <p>(6) 常勤の監査委員 月額 <u>620,000円</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第16条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている職員が担当していた業務に任命権者に命ぜられて従事した職員にあっては、その額に市長が規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市教育振興基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 教育の振興に寄与する事業に要する経費の財源に充てるため、一宮市教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 前項の教育の振興に寄与する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一宮市立学校の教育環境の整備及び充実に関する事業
- (2) 学校教育の振興に関する事業
- (3) 学校給食の充実に関する事業
- (4) 生涯学習の振興に関する事業

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(財産の種類)

第3条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 現金
- (2) 現金の運用により取得した有価証券

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条第2項各号に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(教育委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(72)の5の2 略</p> <p>(72)の6 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項</u>の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合<u>_____</u>の特例許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>(72)の7～(77) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(令和4年12月21日から令和8年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)</p> <p>5 令和4年12月21日から令和8年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)</p> <p>6 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(72)の5の2 略</p> <p>(72)の6 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項</u>の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>(72)の7～(77) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(令和4年12月21日から令和9年3月31日までの間における自動交付サービスによる戸籍の謄本等に係る交付手数料の額の特例)</p> <p>5 令和4年12月21日から令和9年3月31日までの間における第3条第1項第11号、第19号、第21号及び第23号の規定の適用については、同項第11号中「350円」とあるのは「250円」と、同項第19号、第21号及び第23号中「200円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>(令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)</p> <p>6 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市条例第13号

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
略		
一宮市立瀬時保育園	略	<u>170名</u>
一宮市立赤見保育園	略	<u>130名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>80名</u>
一宮市立千秋保育園	略	<u>180名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>210名</u>
略		
一宮市立籠屋保育園	略	<u>120名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>170名</u>
略		

改正案

名称	位置	定員
略		
一宮市立瀬時保育園	略	<u>160名</u>
一宮市立赤見保育園	略	<u>120名</u>
略		
一宮市立西御堂保育園	略	<u>70名</u>
一宮市立千秋保育園	略	<u>190名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>200名</u>
略		
一宮市立籠屋保育園	略	<u>110名</u>
略		

一宮市立外割田保育園	略	160名
略		

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が<u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ 略</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ 略</p>
<p>2 略</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>2 略</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市条例第15号

一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

一宮市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書類の縦覧等の手続に関する条例(平成11年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項</p> <hr/> <p>において準用する場合を含む。以下同じ。)</p> <hr/> <p>の規定に基づき、同条第1項に規定する</p> <hr/> <p>調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び同条第2項</p> <hr/> <p>に規定する意見書(以下「意見書」という。)の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる一般廃棄物処理施設の種類)</p> <p>第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条の4第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類の、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。以下同じ。))及び法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定に基づき、法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。))に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。))が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の縦覧及び法第9条の3第2項及び法第9条の3の3第2項に規定する意見書(以下「意見書」という。)の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる一般廃棄物処理施設の種類)</p> <p>第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第5条の6第1号に規定する一般廃棄物処理施設の種類の、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(次項</p>

及び同条
第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(以下「対象施設」という。)とする。

(縦覧の場所)

第3条 令第5条の4第2号の調査書の縦覧の
場所は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(縦覧の期間)

第4条 令第5条の4第2号の調査書の縦覧の
期間は、市長が第6条の規定による告示を
した日から1月間と

する。ただし、一宮市の休日
に関する条例(平成3年一宮市条例第1号)
第2条第1項各号に掲げる日を除くものと
する。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 令第5条の4第3号の意見書の提出先

において「焼却施設」という。)及び同条
第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
(以下「対象施設」という。)とする。

2 令第5条の6の2第1号に規定する一般廃棄
物処理施設の種類の種類は、焼却施設とする。

(縦覧の場所)

第3条 令第5条の6第2号の調査書の縦覧の
場所は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

2 令第5条の6の2第2号の調査書の縦覧の場
所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の主たる事業
所

(2) 一宮市環境センター

(3) 災害廃棄物処分受託者が生活環境影
響調査を実施した周辺地域内で、市長が
指定する場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必
要と認める場所

(縦覧の期間)

第4条 令第5条の6第2号の調査書の縦覧の
期間は、市長が第6条の規定による告示を
した日から1月間とし、市長が生活環境の
保全及び公衆衛生の確保のために非常災
害により生じた廃棄物の処分を特に迅速
に行う必要があると認めた場合は、市長が
認めた期間とする。

2 令第5条の6の2第2号の調査書の縦覧の期
間は、市長が第6条の2の規定による告示を
した日から1月間とし、市長が生活環境の
保全及び公衆衛生の確保のために非常災
害により生じた廃棄物の処分を特に迅速
に行う必要があると認めた場合は、市長が
認めた期間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 令第5条の6第3号の意見書の提出先

は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

- 2 令第5条の4第3号の意見書の提出期限は、前条に規定する縦覧の期間の満了する日から起算して2週間を経過する日とする。

第6条 略

は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

- 2 令第5条の6第3号の意見書の提出期限は、前条第1項に規定する縦覧の期間の満了する日から起算して2週間を経過する日とする。

第6条 略

(災害廃棄物処分受託者による縦覧の実施の届出及び告示)

第6条の2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 縦覧の場所

(2) 縦覧の期間

(3) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 対象施設の設置場所

(5) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類

(6) 対象施設の能力

(7) 実施した生活環境影響調査の項目

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、災害廃棄物処分受託者が調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示しなければならない。

(災害廃棄物処分受託者による縦覧の意見書の提出先及び提出期限)

第6条の3 令第5条の6の2第2項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とし、同項の意見書の提出期限は、第4条第2項の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の主たる事業所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 略
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。
- 4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.9を乗じて算定する。

- 2 略
- (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 略
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。
- 4 略
- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.51を乗じて算定する。

- 2 略
- (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について33,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2____及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2____及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 21,600円

(2) 特定世帯 10,800円

(3) 特定継続世帯 16,200円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について10,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それ

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について36,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 略

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,600円

(2) 特定世帯 12,300円

(3) 特定継続世帯 18,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について11,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 略

それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円
- (2) 特定世帯 3,300円
- (3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,600円とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

- (2) 特定世帯 3,750円

- (3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,260円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 840円

- (2) 特定世帯 420円

- (3) 特定継続世帯 630円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円) _____

_____の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、_____同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。

- (1) 略

が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 23,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円

(イ) 特定世帯 2,310円

(ウ) 特定継続世帯 3,465円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 25,200円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,220円

(イ) 特定世帯 8,610円

(ウ) 特定継続世帯 12,915円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,770円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ウ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主

を除く。) 1人について 8,820円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,620円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

を除く。) 1人について 9,030円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,830円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 882円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 588円

(イ) 特定世帯 294円

(ウ) 特定継続世帯 441円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円

(イ) 特定世帯 1,650円

(ウ) 特定継続世帯 2,475円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,300円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,300円

(イ) 特定世帯 6,150円

(ウ) 特定継続世帯 9,225円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,550円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,450円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 630円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,320円

(イ) 特定世帯 2,160円

(ウ) 特定継続世帯 3,240円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平

ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円

(イ) 特定世帯 210円

(ウ) 特定継続世帯 315円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,200円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,920円

(イ) 特定世帯 2,460円

(ウ) 特定継続世帯 3,690円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,220円

エ 略

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円

(イ) 特定世帯 660円

(ウ) 特定継続世帯 990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,520円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,320円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,380円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 252円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 168円

(イ) 特定世帯 84円

(ウ) 特定継続世帯 126円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合に

2 略

あつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,040円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,620円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,700円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,400円

(1) 略

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18,000円

(2) 略

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,665円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,775円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,550円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 189円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 315円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 _____ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 _____)は、当該所得割額及び被保険者均等割額 _____ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1)～(6) 略

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 504円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 630円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算

定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付 則

1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中

付 則

1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属

者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の

課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特

課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特

例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条

例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条

約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金

約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金

額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市介護保険条例の一部を改正する条例

一宮市介護保険条例(平成12年一宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 第8条 略</p>	<p>付 則 第8条 略 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> 第9条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条</p>

第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36

条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者がいるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げ

る者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計

所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(<u>修繕費用</u>の負担)</p> <p>第22条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する<u>費用は、次条各号</u>に掲げるものを除き、市の負担とする。</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって、<u>前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u> (入居者の費用負担義務)</p> <p>第23条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス及び<u>水道料金</u>並びに下水道使用料</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持若しくは<u>運営に要する費用</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(<u>入居にあたり必要な費用</u>の負担)</p> <p>第22条 市営住宅及び共同施設を入居者が使用するにあたり必要な費用は、<u>次条第1項各号</u>に掲げるものを除き、市の負担とする。</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって、<u>修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u> (入居者の費用負担義務)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1) 電気、ガス及び<u>水道の各料金</u>並びに下水道使用料</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 共同施設、<u>エレベーター</u>、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持<u>に要する費用</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 <u>市長は、前項各号に掲げる費用のうち、第19条第1項に規定する期間に係る入居者の共通の利益を図るために必要があると認めるもの(以下この条において「共益費」という。)を入居者から徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>共益費の額は、市長が別に定める。</u></p> <p>4 <u>第19条第2項から第4項までの規定は、共益費について準用する。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 【別記2 参照】 備考 略	別表第1(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第4(第12条関係) 平島公園(野球場)の使用料 【別記2 参照】 備考 略
別表第15(第13条の2、別表第1関係) 光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿 川緑地の一部_____	別表第15(第13条の2、別表第1関係) 光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿 川緑地の一部・ <u>富田山公園の一部</u>
表略 備考 略	表略 備考 略
別表第16(第13条の2関係) 大野極楽寺公園 【別記3 参照】 備考 略	別表第16(第13条の2関係) 大野極楽寺公園 【別記3 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

施設名	使用することができる期間及び時間
光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿川緑地 の一部_____ (別表第3都市公園内 における行為の項に掲げる行為のためにこれら の都市公園を使用する場合に限る。別表第15に おいて同じ。)	略
略	

改正案

施設名	使用することができる期間及び時間
光明寺公園・大野極楽寺公園・木曾川沿川緑地 の一部・ <u>富田山公園の一部</u> (別表第3都市公園内 における行為の項に掲げる行為のためにこれら の都市公園を使用する場合に限る。別表第15に おいて同じ。)	略

略

【別記2】

現行

区分	単位	使用料
入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	2時間	2,200円
入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	最高入場料 <u>500円</u> 以下 のもの	8,000円
	最高入場料 <u>500円</u> を超 えるもの	16,000円
管理棟本部席	2時間	850円
電気(放送)設備	2時間	500円
スコアボード	2時間	1,000円
略		

改正案

区分	単位	使用料
入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	2時間	6,000円
入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	最高入場料 <u>1,000円</u> 以下 のもの	12,000円
	最高入場料 <u>1,000円</u> を超 えるもの	24,000円
管理棟本部席	2時間	1,000円
電気(放送)設備	2時間	1,000円
スコアボード	2時間	3,000円
略		

【別記3】

現行

区分	単位	利用料金の上限額
略		
自転車	駆動補助機付自転車以 外の自転車	1日1回につき 200円
	駆動補助機付自転車	1日1回につき 300円

改正案

区分	単位	利用料金の上限額
略		
自転車	駆動補助機付自転車以	1日1回につき 300円

外の自転車		
駆動補助機付自転車	1日1回につき	500円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第16の改正規定は令和8年6月1日から、別表第4の改正規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第16の規定は、令和8年6月1日以後の大野極楽寺公園の使用について適用し、同日前の大野極楽寺公園の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和8年10月1日以後の平島公園(野球場)の使用について適用し、同日前の平島公園(野球場)の使用については、なお従前の例による。

展望塔の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

展望塔の管理及び運営に関する条例(平成6年一宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>別表第1(第5条、第6条関係)</p> <p>表略</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「大人」とは<u>15歳以上の者をいい、「小人」とは6歳以上15歳未満の者をいう。</u></p> <p>2 展望室の利用料金については、<u>6歳未満の者</u>は、無料とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>別表第1(第5条、第6条関係)</p> <p>表略</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「大人」とは<u>高校生以上</u>をいい、「小人」とは<u>小学生及び中学生</u>をいう。</p> <p>2 展望室の利用料金については、<u>未就学児</u>は、無料とする。</p> <p>3・4 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一宮市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第4条 使用料は、<u>照明設備を使用するとき</u> <u>に限り</u>、別表に定めるところにより徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 <u>使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 使用料は_____、別表に定めるところにより徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 <u>照明設備使用料</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 <u>使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u></p> <p>2 <u>空調設備使用料</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 <u>使用料の額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分	単位	使用料の額
屋内運動場	1時間	240円
	1時間を超える30分ごと	120円
武道場	1時間	240円
	1時間を超える30分ごと	120円
教室その他これに類する部屋	1時間	120円
	1時間を超える30分ごと	60円

改正案

区分	単位	使用料の額
屋内運動場	1時間	200円
	1時間を超える30分ごと	100円

武道場	1時間	200円
	1時間を超える30分ごと	100円
教室その他これに類する部屋	1時間	100円
	1時間を超える30分ごと	50円

【別記2】

改正案

区分	対象校の名称	単位	使用料の額
屋内運動場	北部中学校	1時間	1,400円
	奥中学校	1時間を超える30分ごと	700円
	尾西第一中学校		
	千秋中学校	1時間	1,000円
		1時間を超える30分ごと	500円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎その他の付属設備の使用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該使用に係る改正後の別表に定める額の使用料を徴収することができる。

一宮市文化広場条例の一部を改正する条例

一宮市文化広場条例(昭和55年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第5条関係) 【別記1 参照】 別表第3(第7条関係) 1 有隣会館の利用に係る利用料金 【別記2 参照】 備考 略 2 銀河の家の利用に係る利用料金 【別記3 参照】 <u>備考 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u> 3 プラネタリウム館の利用に係る利用料金 表略 備考 1~4 略 5 略 4 略	別表第2(第5条関係) 【別記1 参照】 別表第3(第7条関係) 1 有隣会館の利用に係る利用料金 【別記2 参照】 備考 略 2 銀河の家の利用に係る利用料金 【別記3 参照】 備考 <u>1 特別の設備又は器具を持ち込んで、水道、電気、ガス等を使用する場合の利用料金の上限額は、別に市長が定める。</u> <u>2 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u> 3 プラネタリウム館の利用に係る利用料金 表略 備考 1~4 略 <u>5 特別の設備又は器具を持ち込んで、電気を使用する場合の利用料金の上限額は、別に市長が定める。</u> 6 略 4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	施設の区分	利用時間
一宮地域文化広場	略	
	銀河の家	(昼間利用) 午前 午前9時から午後0時30分まで

		午後 午後1時から午後4時30分まで (宿泊利用)
		午後4時30分から翌日午前9時まで
	略	
略		

改正案

名称	施設の区分	利用時間
一宮地域文化広場	略	
	銀河の家	(昼間利用)
		午前 午前9時30分から午後0時30分まで 午後 午後1時から午後4時まで
		(宿泊利用)
		午後4時30分から翌日午前9時まで
	略	
略		

【別記2】

現行

利用区分	利用料金の上限額	
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで
音楽室	1,500円	1,500円
美術室	900円	900円
工作室	900円	900円
第1研修室	1,600円	1,600円
第2研修室	1,100円	1,100円
大研修室	5,500円	5,500円
作法室	1,100円	1,100円
ききょうの間	1,100円	1,100円
持込器具(1キロワット未満に限る。)	1台につき150円	1台につき150円

改正案

利用区分	利用料金の上限額	
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで
音楽室	1,800円	1,800円
美術室	1,100円	1,100円
工作室	1,100円	1,100円
多目的室	1,600円	1,600円

小研修室		1,300円	1,300円
中研修室		1,800円	1,800円
大研修室		6,000円	6,000円
作法室		1,300円	1,300円
ききょうの間		1,300円	1,300円
談話コーナー		500円	500円
持込器具(1キロワット未満に限る。)	1台につき200円		1台につき200円

【別記3】

現行

利用区分		利用料金の上限額
休憩のため利用する場合	午前9時30分から午後0時30分まで	白鳥 600円 天馬 600円
	午後1時から午後4時まで	白鳥 600円 天馬 600円
宿泊のため利用する場合	午後4時30分から翌日午前9時まで	1人1泊につき100円

改正案

利用区分		利用料金の上限額
昼間利用	午前9時30分から午後0時30分まで	和室(白鳥) 600円 和室(天馬) 600円 炊事場(東) 500円 炊事場(西) 500円
	午後1時から午後4時まで	和室(白鳥) 600円 和室(天馬) 600円 炊事場(東) 500円 炊事場(西) 500円
宿泊利用	午後4時30分から翌日午前9時まで	宿泊のため利用する場合 1人1泊につき300円 炊事場を利用する場合 1区画につき500円

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の一宮市文化広場条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一宮地域文化広場の利用について適用し、同日前の一

宮地域文化広場の利用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第6条第1項の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) サウナ設備 _____の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備 _____の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1)～(6) 略
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 一宮市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器 _____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 略

2 略
(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 略

- (1)～(6) 略

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 略

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 略

2 略
(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)	<u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u>
(7)の2～(15) 略	(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)
	(7)の2～(15) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。